2023年2月1日号

**Tax & Legal Newsletter**

このニュースレターは、2023年1月1日～2月3日までの間にタイの官報で掲載され、著者が英訳を入手することができ、税務上または法務上、タイで事業展開をしている日系企業にとって一般的に関心があるかと思われる勅令、通達等を抜粋し、要約したものになります。

|  |  |
| --- | --- |
| 官報掲載勅令・規則・通達等（抜粋）  2023年1月1日～ 2月3日 | |
| **1** | **内国消費刺激、及びVAT事業登録者数の増加策** |
| 表題：「財務省規則（第386号）- 歳入法典に基づく税及び関税の免除に関して」  “Ministerial Regulations (No. 386), Issued under the Revenue Code Governing the Exemption of Taxes and Duties”. |
| 官報出版日：2022年12月29日（第139号） |
| 当該規則は、国内消費の刺激、付加価値税（VAT）登録事業者数の増加、及びVATのオンライン納税申告者を増やす目的で発行されたものになります。その内容は、具体的に、以下の通りになります。   1. 2023年1月1日～2月15日の間にVAT登録事業者又は非登録事業者に支払った商品代、若しくはサービス料は、3万バーツまで個人所得税の計算にあたり控除できることとする。ただし、税法の要件を満たしているVATインボイス兼領収書（VAT登録事業者に対し支払いをした場合）、または税法の要件を満たしている領収書（非VAT登録事業者に対し支払いをした場合）を受領し、保有している。その他歳入局長官が規定する基準、手続、及び条件も満たす事。 2. 上記１に加え、3万バーツ超～10万バーツ以下も同様に控除することが認められる。ただし、税法上規定されている方法に準拠しVATインボイスもしくは領収書が電子的に作成され、支払者はこれを受領し、保有していること。その他歳入局長官が規定する基準、手続、及び条件も満たす事。 3. 上記１及び２において非VAT事業者への支払いが認められているが、以下の購入又は支払いに限られます。      1. 書籍（新聞及び雑誌は対象外） 2. オンライン経由の電子的書籍 3. OTOP商品（”One Tambon, One Product”、すなわち「一村、一製品」制度上、認定済みの商品であること） |
| **2** | **2023年1月1日～2月15日間の消費の個人所得からの控除** |
| 表題：「所得税に関する歳入局長通達 （第431号）：商品若しくはサービスに対する支払いの個人所得税上の控除に関する基準、手続、及び条件」  “Notice of the Director-General of Revenue Department – Relating to Income Tax (No. 431) Re Basis, Procedures, and Conditions Respecting Exemption of Income Tax on Income Paid for Buying Goods or Services” |
| 施行日：2023年1月1日以降 |
| 当該通達は、上述の財務省規則（第386号）の細則となります。主要なポイントは以下の通りになります。   * 3万バーツ以下の消費に対する個人所得計算上の控除を受ける当たり、税法上の要件を満たしたVATインボイス（VATインボイスの場合、歳入法典第86/４条上の要件を満たしていること）、若しくは領収書（領収書の場合、歳入法典105条上の要件を満たしていること）を受領した証拠があること。ペーパー（実物）、及び電子的な発行を共に認める。 * 3万バーツ超～4万バーツ以下の消費については、適格なVATインボイス、又は領収書が電子的に発行された場合に限る。（ペーパーは認められない） |
| **3** | **セミナー会場等の費用の50％～100％の追加的損金算入の条件等** |
| 歳入局ウェブサイト（2022年12月23日）：  <https://www.rd.go.th/fileadmin/user_upload/kormor/newlaw/dg429A.pdf> |
| 表題：「所得税に関する歳入局長通達（第429号）：国内における訓練及びセミナーに対して支払われた所得に対する会社、及び登録パートナーシップの所得税に関する免除、及び準観光地方への追加となる国内訓練、及びセミナーの開催地としての観光地域の指定に関する基準、手続、及び条件」  “Notice of the Director-General of the Revenue Department – Relating to Income Tax (No. 429) – Re Bases, procedures, and conditions in respect of exemption of Income Tax of companies or juristic partnerships on income paid for domestic training and seminars, and designation of Tourism Areas for arranging domestic training and seminar in addition to Minor Tourism Provinces.” |
| 当該通達は、既に2022年11月に発表された勅令第757号対する細則になります。当該勅令第757号は、2022年7月15日～2022年12月31日の間に支払われた、タイ国内で消費された訓練、及びセミナー関連費用を法人税の計算に当たり、所得よりの免除を以下の通り認めるものになります：   1. 指定準観光地方において支払った場合：100％の所得よりの免除。（実質200％の損金算入） 2. 上記（１）の外でその支払いがあった場合：50％（実質、150％の損金算入） 3. 上記（１）且つ（２）で発生したがその費用がどちらに対するものか明確でない場合：50％（実質、150％の損金算入）   また、基となる勅令第757号は準観光地方を特定・指定しており、歳入局長に準観光地に加え上記(1)の免税措置が認められる観光地方を追加的に指定する権限を付与しています。  この度の通達第429号の細則には以下が含まれます。   1. 「セミナー会場料」には会場自体の利用料及び一般的に発生する料金（飲食料等）も含む。 2. 「訓練、及びセミナーに関連するその他費用」には講師代及び資料・設備代等も含む。 3. 以下の条件等も満たすことが求められています：  * セミナー会場及び宿泊施設は同一の敷地で無くても良いがセミナー等に関連性があること。 * 関連料金は、登録観光事業業者に支払われたこと。  1. また、上記勅令第757号に基づき追加的な損金算入を計上する場合、勅令437号に規定する従業員訓練費用の優遇措置を享受することは認められません。   当該通達の付録に、上記 (1) の免税措置が認められる追加的な観光地方がリストされています。 |
| **4** | **博覧会、展示会、及び見本市への参加費用の2倍控除に関して** |
| 歳入局ウェブサイト（2022年12月23日）：  <https://www.rd.go.th/fileadmin/user_upload/kormor/newlaw/dg430A.pdf> |
| 表題：「所得税に関する歳入局長通達 (第430号)：タイ国内における博覧会、展示会、及び見本市への参加に当たっての所得から支払われた賃料費用、若しくはサービス費用の免除に関する基準、手続、及び条件」  “Notice of the Director-General of the Revenue Department – Relating to Income Tax (No. 430) – Re Bases, procedures, and conditions in respect of exemption of Income Tax on Income Paid as expense for rent space or service charges in participating in fairs, exhibitions, or trade expos within the country” |
| 当該通達は、2022年11月に発表された勅令第758号の細則になります。当該勅令第758号は、タイ国内で2022年7月15日～2022年12月31日の間に実施され、所得から支払いがなされた、博覧会、展示会、及び見本市への参加に当たっての賃料費用、若しくはサービス費用100％所得より免除するものになります。（実質200％の損金算入）  この度の細則の内容に以下が規定されています：   1. 当該費用は2022年7月15日～2022年12月31日の間に実際に支払われていること 2. 「サービス料」及び「手配者(Organizer)」の定義 3. 「サービス料」には、展示会等を開催・参加するにあたって必要となったデザイン料、建設料、装飾料、電気・電話・インターネット関連機器及び使用料、掃除代、保安（セキュリティーサービス）料も含まれる 4. 「手配者」とは行政機関又は民間代理業者を指し、民間の場合法人である必要がある 5. 手配者より参加証明書が発行されていること |
| **5** | **タックスインボイスへの追加事項に関して** |
| 歳入局ウェブサイト（2023年1月9日）：  <https://www.rd.go.th/fileadmin/user_upload/kormor/newlaw/dgvat247A.pdf>  施行日：当該通達の発表日  通達日：2023年1月6日 |
| 表題：「VATに関する歳入局長通達 (第247号) : 歳入法典第86/４条の(8)におけるタックスインボイス上のその他表記事項の規定に関して」  “Notice of Director-General of Revenue Department - Relating to Value Added Tax (No. 247) - Re Prescription of other particulars in tax invoice under Section 86/4 (8) of the Revenue Code” |
| 当該通達は、タックスインボイス上、表記をすべき事項を追加するものになります。当該通達は、1992年の「VATに関する歳入局長通達 (第39号)：歳入法典第86/４条の(8)におけるタックスインボイス上のその他表記事項の規定に関して」に以下の通りの追加項目を設ける形になっています。    『（10）登録事業者が歳入法典第86/4条に基づき、歳入法典第86/6条に基づき作成した簡易タックスインボイスに代わって、商品の購入者又はサービスの受領者の要求に従い、タックスインボイスを歳入法典第3条の16 (Sedecies)に基づき電子的に作成した場合、登録事業者は、以下の詳細も当該タックスインボイスに記載する義務を負う：*「これは、（年月日）に発行された簡易電子インボイス（第。。番）をキャンセルするものであり、代わって新な電子タックスインボイスを発行するものである。」*』  『（11）登録事業者が歳入法典第86/4条に基づき、電子証明書の使用による電子的な署名を付したタックスインボイスを作成し、その印刷したものを、歳入法典第3条の16 (Sedecies)に基づき発行された財務省規則に基づき、商品の購入者又はサービスの受領者に手渡す場合、登録事業者は、以下の詳細も当該タックスインボイスに記載する義務を負う：*「当該文書は、電子的に作成し、そのデータは歳入局へ送信されている。」*』 |
| **6** | **デビットノートへの追加事項に関して** |
| 歳入局ウェブサイト（2023年1月9日）：  <https://www.rd.go.th/fileadmin/user_upload/kormor/newlaw/dgvat248A.pdf>  施行日：当該通達の発表日  通達日：2023年1月6日 |
| 表題：「VATに関する歳入局長通達 (第248号)：歳入法典第86/9条の (7) におけるデビットノート上のその他表記事項の規定に関して」  “Notice of Director-General of Revenue Department - Relating to Value Added Tax (No. 248) - Re Prescription of Other Particulars in Debit Note under Section 86/9 (7) of the Revenue Code” |
| 当該通達は、デビットノート上表記をすべき事項を追加するものになります。当該通達は、2013年5月28日の「VATに関する歳入局長通達 (第194号) : 歳入法典第86/9条の (7) におけるデビットノート上のその他表記事項の規定に関して」に以下の通り、追加項目を設ける形になっています。    『第1/1.　登録事業者が歳入法典第86/9条に基づき、電子証明書の使用による電子的な署名を付したデビットノートを作成し、その印刷したものを歳入法典第3条の16 (Sedecies)に基づき発行された財務省規則に基づき、商品の購入者又はサービスの受領者に手渡す場合、登録事業者は、以下の詳細も当該デビットノートに記載する義務を負う：*「当該文書は、電子的に作成し、そのデータは歳入局へ送信されている。」*』 |
| **7** | **クレジットノートへの追加事項に関して** |
| 歳入局ウェブサイト（2023年1月9日）：  <https://www.rd.go.th/fileadmin/user_upload/kormor/newlaw/dgvat249A.pdf>  施行日：当該通達の発表日 通達日：2023年1月6日 |
| 表題：「VATに関する歳入局長通達 (第249号) : 歳入法典第86/10条の (7) におけるクレジットノート上のその他表記事項の規定に関して」  “Notice of Director-General of Revenue Department - Relating to Value Added Tax (No. 249) - Re Prescription of Other Particulars in Credit Note under Section 86/10 (7) of the Revenue Code” |
| 当該通達は、クレジットノート上、表記をすべき事項を追加するものになります。当該通達は、2013年5月28日の「VATに関する歳入局長通達 (第195号) : 歳入法典第86/10条の(7)におけるクレジットノート上のその他表記事項の規定に関して」に以下の通り、追加項目を設ける形になっています。    『第1/1.　登録事業者が歳入法典第86/10条に基づき、電子証明書の使用による電子的な署名を付したデビットノートを作成し、その印刷したものを歳入法典第3条の16 (Sedecies)に基づき発行された財務省規則に基づき、商品の購入者又はサービスの受領者に手渡す場合、登録事業者は、以下の詳細も当該クレジットノートに記載する義務を負う：*「当該文書は、電子的に作成し、そのデータは歳入局へ送信されている。」*』 |
| **8** | **仕入VATとして認められない項目の追加** |
| 歳入局ウェブサイト（2023年1月18日）：  <https://www.rd.go.th/fileadmin/user_upload/kormor/newlaw/dgvat250A.pdf>  通達日：2023年1月17日 |
| 表題：「VATに関する歳入局長通達 (第250号) : 歳入法典第82/5条に基づくVAT計算上、控除が認められない仕入VATの指定に関して」  “Notice of Director-General of Revenue Department – Relating to Value Added Tax (No. 250) - Re Designation of Input Tax Not Deductible for calculating Value Added Tax under Section 82/5 of the Revenue Code” |
| 当該通達は、月次VATの計算に当たり、仕入VATとしての控除が認められない場合を２つ新たに加えるものになります。当該２項目は「VATに関する歳入局通達 (第42号) : 歳入法典第82/5条の(6)に基づきVATの計算上控除が認められない仕入VATに関して」の第2条の (4) の第2項に(m)及び(n)を加える形になっています。    『 (m) 「歳入法典に基づき発行された勅令 (第721号) : 税金及び関税の免除規定 (西暦2021年)」に規定する基準、手続、及び条件に従い、且つ2021年7月14日以降実行された債権者\*への債務の履行のための担保の移転。』  （\*適格金融機関に限ります）  『(n) 「歳入法典に基づき発行された勅令 (第753号) : 税金及び関税の免除規定 (西暦2022年)」に規定する基準、手続、及び条件に従い、且つ2021年7月19日以降実行された買い返し条件\*\*が設定されている信託資産の受託者\*\*\*への資産の売却。」  （\*\* 「買い返し条件」とは、“Right to buy back”を意味します）  （\*\*\*適格REITを指します） |

お問い合わせ：[dj@nnp-group.com](mailto:dj@nnp-group.com)